

令和4年度 大津市立志賀小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、志賀小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、志賀小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- 2 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 役割
- (2) 構成員
- (3) 関係する校内委員会等との連携
- (4) いじめ事案対応フロー図
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・
- (1) 基本方針、年間計画の見直し
- (2) 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童（生徒）を対象としたいじめの未然防止の観点重要です。

このため、本校では、すべての児童（生徒）が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童（生徒）が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童（生徒）自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童（生徒）一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童（生徒）の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	6年生プロジェクトとして下学年の手本となるような取り組みや学校全体が元気になる取り組みを行う。 児童会が縦割りチャンピオンシップとして密を避け、学年が交流できる取り組みを工夫する。 日常の当番活動や係活動、高学年の委員会活動で、人の役に立つ活動に取り組む。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	落ち着いた温かい学校の雰囲気を作り、進んで行動する児童の意欲を高めるため「三つの校訓」に取り組む。 支持的な学級づくりに努め、いじめ防止の活動に工夫して取り組む。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	日常の学級での指導場面、人権教育、道徳の時間等で人の感情を想像させる教育に取り組む。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	一人ひとりの特徴を知り、相手の気持ちに配慮する人権意識を持った児童を育てるように努める。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	イライラ感情の対処法を学ぶストレスマネジメント教育を実施する。 対人トラブルについては、事実確認をするとともに、双方の思い(感情)を十分に聞き取って、お互いがその思い(感情)を知り合った上で謝罪し、納得のいく解決になるように努める。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	専門家をゲストティーチャーとして子どもたちが自分自身のことを大切に思えるようになる授業を行う。 新型コロナウイルス感染の差別や偏見を防止に向けて、思いやりの心をもって行動する児童を育てる。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	授業場面では、「聴く指導」を重視し、落ち着いて学習ができる集団づくりに取り組む。 道徳の授業研究を深めるため、各学年で研究授業を行い心を育む授業づくりを工夫する。

f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	6月と10月にいじめ防止月間を設定し、コロナ対策をした上でできる全校的な取り組みと各学級で学級活動等工夫した取り組みを行う。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	ソーシャルディスタンスを保った上で異年齢の交流を進める。校内のテレビ放送を使って高学年が手本となる取組や異学年に対するメッセージを発信する。 なわとびやけん玉など異年齢で交流できる遊びを奨励し、異年齢交流の場を設定する。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	高学年を中心に情報モラル教育を行う。 6年生を対象に専門家や専門機関やICTを活用して情報モラルの学習を行う。 保護者に向けて情報トラブルの危険性や回避の方法についての機会をもつ。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	年度当初にいじめ防止基本方針を全教職員に配布し、共通理解する。 夏期休業中にいじめ対策に関する研修を実施する。 生徒指導部会で個別の事例について周知する。
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター等の周知	年度当初にいじめ防止基本方針について、子どもや保護者、地域関係者に授業や懇談会等を通じて分かりやすく説明する。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	課題を抱える子どもについては、全教職員が共通理解を図るとともに子ども支援コーディネーター担当教員が担任と協力し、学校全体で対応する体制を作る。 気になる子どもの様子を気軽に相談できる職員同士の同僚性を大切にする。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
「志賀小よい子ニュース」として子どもたちのよい行いを校内放送で紹介することで、よい行動を賞賛し、全校に広がることを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、

より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童（生徒）の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高める必要があります。このため、本校では、日頃から児童（生徒）の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童（生徒）の立場に立って行います。

また、児童（生徒）または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組めます。それとともに、児童（生徒）または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童（生徒）の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	各学期にいじめに関するアンケート調査を実施する。2学期はいじめに特化したアンケート調査も行う。
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	いじめ対策委員会を週1回及び緊急時に開催する。生徒指導部会でいじめ事案の把握を行い、共通理解できるようにする。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	校門と昇降口で朝の挨拶活動を行う。 休み時間や給食時間に校内を巡回し見守り活動を行う。 下校時に見守り活動を行う。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	各学期にいじめに関するアンケート調査を行い、それを活用して全児童の相談活動を行う。 アンケート調査や教育相談での情報を共有する。

		スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して支援する。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	学年はじめの個別懇談会等で家庭とのつながりを深めるだけでなく、日頃から保護者と連絡を密にし、関係づくりに努める。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	ネットいじめを発見した場合、保護者に迅速に連絡し、保護者と連携しながら対応を行う。 ネットいじめの実態や家庭での取り組みの重要性について周知する。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	いじめ事案を認知した時点で、いじめ対策委員会を開催し、対応を検討し、関係教職員がすぐに被害児童の訴えや思いを十分に聞いていく。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	保育園・幼稚園と情報を共有し、入学後の指導に繋げる。 子ども支援コーディネーターが市やブロックの研修会を受け、さらなる指導力の向上を図る。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童（生徒）を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童（生徒）を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童（生徒）の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童（生徒）や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童（生徒）や相談のあった児童（生徒）の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やか

に關係児童（生徒）から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童（生徒）の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	いじめの疑いがある段階で「いじめ対策委員会」を開催し、指導方針について検討し、直ちに対処する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、家庭や市教育委員会、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援・指導に努める。
c	ネット上のいじめへの対応	いじめを確認した場合、被害・加害の背景や事情について考慮し、被害・加害の保護者と連携して対応する。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	必要な場合には迅速にアンケートを実施し、実態の把握に努める。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	関係する児童の保護者には、報告・連絡を行い、連携を図る。 いじめの事象がなくなった後も、保護者と定期的に連絡をとり、再発防止に努める。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童（生徒）や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童（生徒）の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童（生徒）等への事実関係の聴取、児童（生徒）に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

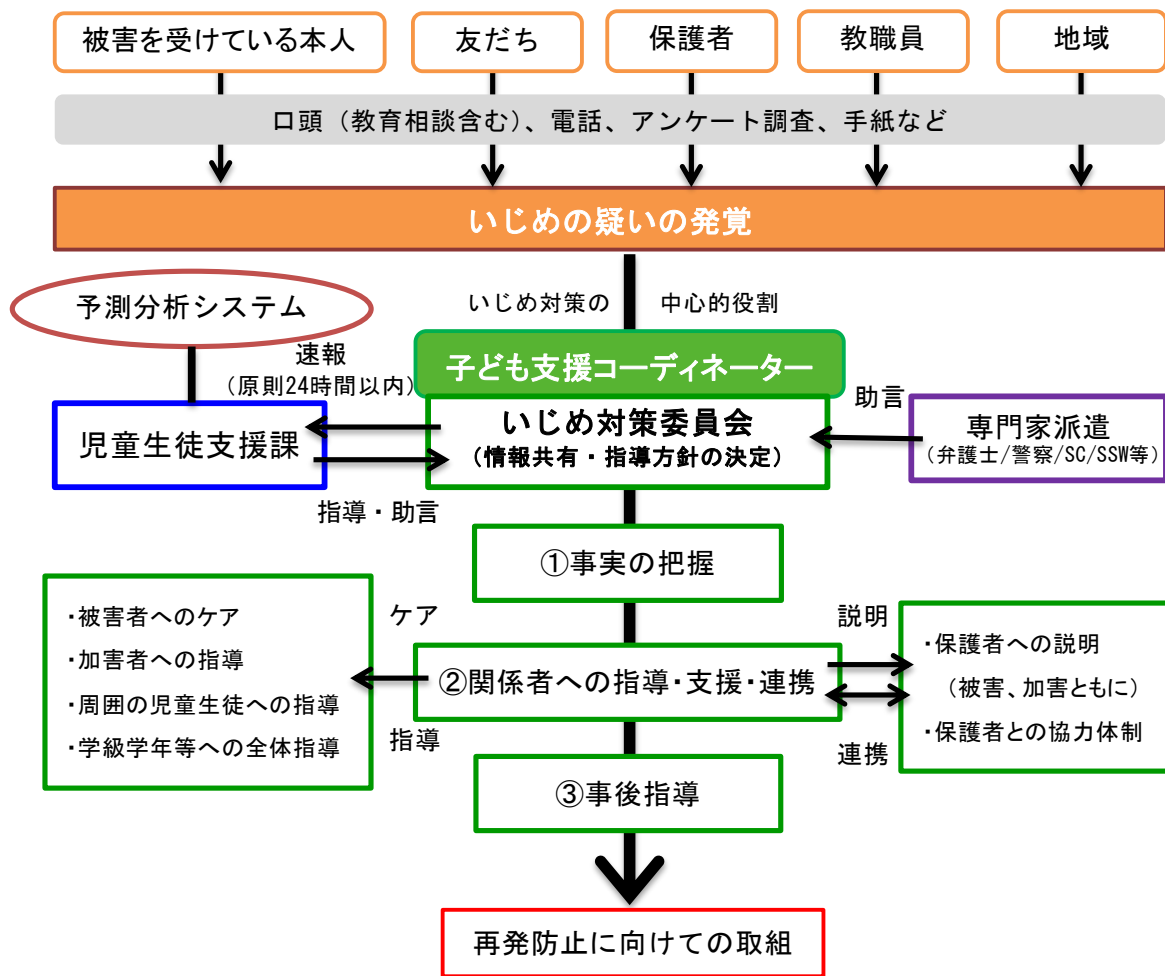
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議<児童理解> (①・②・③) 保護者個別懇談会	
5	職員会議<児童理解> (①・②・③) 学校協力者会議 (④)	
6	職員会議<児童理解> (①・②・③) いじめ防止啓発月間 (①・④) アンケート実施と教育相談 (②・③)	・児童会(生徒会)を中心にした取組の実施
7	保護者懇談会 (④)	
8	職員会議<児童理解> (①・②・③) いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	・情報モラル教育に関連した研修
9	職員会議<児童理解> (①・②・③)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 職員会議<児童理解> (①・②・③) いじめに特化したアンケート実施と教育相談 (①・②)	
11	職員会議<児童理解> (①・②・③)	
12	保護者個別懇談会 (④)	
1	職員会議<児童理解> (①・②・③)	
2	職員会議<児童理解> (①・②・③) アンケート実施と教育相談 (②・③)	
3	職員会議<児童理解> (①・②・③)	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック (①・②) 休み時間の巡回・下校指導 (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④